

金城学院大学動物実験指針

(2006年6月12日制定)

最終改定 2011年12月12日

1 目的

この指針は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年4月28日環境省告示第88号）、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月1日文部科学省告示第71号）及び動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月1日日本学術振興会策定）の趣旨に基づき、金城学院大学（以下「本学」という。）における動物実験の質的向上と実験動物の適正な使用及び取扱を図るとともに、動物実験を行う実験者自ら遵守すべき規範として定めるものである。

2 適用範囲

この指針は、本学において実施するすべての動物実験に適用する。

3 施設、設備、組織の整備

学長及び関係部局長は、動物実験を適正かつ円滑に実施するために必要な動物実験の場及び飼育設備を整備するとともに、その管理運営に必要な体制の整備に努めなければならない。

4 動物実験計画書の提出及び審査

- (1) 動物実験をする実験者は、動物実験計画書を提出しなければならない。
- (2) 動物実験計画書の審査及び動物実験に必要な指導助言は、本学動物実験委員会（以下「委員会」という。）で行う。
- (3) 委員会に関する事項は、これを別に定める。

5 実験計画の立案

- (1) 実験者は、動物実験の範囲を教育、研究目的に必要最小限にとどめるよう配慮しなければならない。
- (2) 実験者は、科学的観点から最も適正な実験動物種の選択、実験方法の検討を行わなければならない。
- (3) 実験者は、研究計画について委員会の審査及び学長の承認を得なければならない。また、実験者は、動物実験に代替しうる方法の可能性を十分に検討しなければならない。
- (4) 実験者は、供試動物の選択にあたり、実験成績の精度並びに再現性を左右する供試動物の数、遺伝学的あるいは微生物学的品質、育成環境等を考慮し、特に微生物学的品質に関しては、施設の管理者の指示に従わなければならない。

(5) 実験者は、野生動物を用いる場合には、自然保護の観点からも十分に検討すること。また、いわゆるワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約〔昭和55年条約第25号〕）等に抵触しないようにしなければならない。

6 実験動物の導入

(1) 実験者は、動物を施設へ導入するにあたり、動物の発注条件、異常、死亡の有無を確認するとともに、動物の状態、輸送方法、輸送時間等を記録しなければならない。

(2) 実験者は、導入された動物について、感染症その他の疾病の検疫を実施又は確認するものとし、動物を新しい飼育環境に馴化させるよう努めなければならない。

(3) 動物の検収及び検疫の業務は、全部又は一部について、施設の管理者の指導監督の下に熟練した技術者に依頼することができる。

7 実験動物の飼育管理

(1) 飼育室及び飼育機器は、動物の逃亡を防ぐとともに外部からの汚染元となる微生物の侵入を防ぐものでなければならない。

(2) 実験者は、動物実験の施設や設備の適切な維持管理を行い動物の健康及び安全に十分留意し、適切な給餌、給水等の飼育管理を行い、可能な限り清潔で快適な環境で飼育するようにしなければならない。

(3) 実験者は、実験中のみならず施設への導入時から不要処分にいたる全ての期間にわたって、動物の状態を仔細に観察し記録し適切な処置を施さなければならない。

(4) 実験者は、実験動物の汚染等により施設が汚染されないよう必要な措置を講じなければならない。

8 実験操作

(1) 実験者は、腫瘍等の動物への移植又は培養細胞の動物への移入、あるいは動物の免疫機能を低下させるような実験等を行う場合には、感染防御に十分注意を払わなければならない。

(2) 実験者は、動物に無用な苦痛を与えないように配慮しなければならない。無用な苦痛があると委員会が判断した場合は、実験方法等の変更を求めることができる。

9 実験終了後の措置

実験者は、実験を終了又は中断し不要となった動物の処置については、速やかに苦痛から解放させるため、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年4月28日環境省告示第88号）に定める方法により措置するものとする。

10 安全管理等に特に注意を要する実験

実験者は、物理学的、化学的、もしくは生物学的に特に注意を要する試料又は病原体を取り扱う動物実験を実施する場合、人の安全の確保に努めなければならない。また、飼育環境の汚染により他の動物が障害を受けたり、実験結果の信頼性が損なわれないようにするとともに実験施設周辺への汚染防止に努めなければならない。

11 他の機関で定められた指針等との関係

実験者が所属する学会等他の機関で動物実験にかかわる指針を定めている場合には、その指針を熟知するとともに遵守しなければならない。もし、その指針等とこの指針とに矛盾が生じた場合は、委員会に判断を求めるものとする。

12 指針の改廃

この指針の改廃は、大学評議会の審議に基づき、常任理事会の議決を経てこれを行う。

附 則（2006年6月12日常任理事会）

この指針は、2006年6月12日から施行する。

附 則（2011年12月12日常任理事会）

この指針は、2011年12月26日から施行する。

金城学院大学動物実験委員会規程

(2006年6月12日制定)

最終改定 2011年12月12日

(根拠)

第1条 この規程は、金城学院大学動物実験指針に基づき、動物実験委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 動物実験に関して優れた識見を有する教員の中から5名
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する教員の中から2名
- (3) その他学識経験を有する教員の中から1名

2 委員は、学長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合は、速やかに補充する。後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は委員の中から互選する。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が指名した委員をもって充てる。

(運営)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、出席した委員の過半数により決定する。可否同数のときは、議長が決定する。

3 審査の対象となる研究に関わる委員は、該当事項の審議、議決に加わることはできない。

4 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(業務)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 動物実験計画書の審査
- (2) 動物実験に関する指導助言
- (3) 教育訓練の実施
- (4) その他、動物実験に関する事項

2 委員会は、動物実験に関して、申請がない場合でも委員会が必要と認めた場合、申請を求めることができる。

(審査の判定)

第7条 学長は、委員会の審査結果をもとに、次の各号に掲げる区分により判定する。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 不承認

(判定の通知)

第8条 委員長は、審査終了後、速やかに申請者に対して審査の結果を文書で通知しなければならない。

(研究結果の報告)

第9条 申請者は、当該研究終了後、速やかに研究結果にかかる報告書を委員長を経て学長に提出しなければならない。

(改善措置等)

第10条 学長は、研究結果にかかる報告をもとに、必要があれば改善措置等の指示を行う。

(施行細則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、これを別に定める。

(所掌事務)

第12条 委員会に関する事務は、教育研究支援部がこれを行う。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、大学評議会の審議に基づき、常任理事会の議決を経てこれを行う。

附 則 (2006年6月12日常任理事会)

- 1 この規程は、2006年6月12日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に選出された委員の任期は、第3条の規定にかかわらず2008年3月31日までとする。

附 則 (2011年12月12日常任理事会)

この規程は、2011年12月26日から施行する。

金城学院大学実験動物教育研究施設規程

(2012年12月17日制定)

(目的)

第1条 この規程は、金城学院大学実験動物教育研究施設（以下「本施設」という。）に関して必要な事項を定める。

2 この規程における実験動物教育研究施設とは、実験動物を恒常的に飼養若しくは保管、動物実験等を行う施設・設備をいう。

(施設長)

第2条 本施設に実験動物教育研究施設長（以下「施設長」という。）を置く。

2 施設長は、学長が任命する。

3 施設長は、本施設の業務を統括し、代表する。

4 施設長の任期は、1期2年とし、再任を妨げない。

(委員会)

第3条 本施設の管理運営をはかるために、金城学院大学実験動物教育研究施設管理運営委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

2 本委員会に関する規程は、これを別に定める。

(所掌事務)

第4条 本施設に関する事務は、教育研究支援部がこれを行う。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、大学評議会の審議に基づき、常任理事会の議決を経てこれを行う。

附 則 (2012年12月17日常任理事会)

この規程は、2012年12月17日から施行する。

金城学院大学実験動物教育研究施設管理運営委員会規程

(2012年12月17日制定)

(目的)

第1条 この規程は、金城学院大学実験動物教育研究施設規程第3条第2項に基づき、金城学院大学実験動物教育研究施設管理運営委員会（以下「本委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 本委員会は、金城学院大学実験動物教育研究施設（以下「本施設」という。）に関する次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 本施設の管理運営に関する事項
- (2) 予算に関する事項
- (3) その他、本施設に関する事項

(組織)

第3条 本委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 実験動物教育研究施設長（以下「施設長」という。）
- (2) 本施設を利用する教員の中から6名

2 委員は、学長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1期2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合は、速やかに補充する。後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 本委員会に委員長を置き、施設長がその任に就く。

2 委員長は、本委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 本委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は出席委員の過半数により決定し、可否同数のときは、議長が決定する。

2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ意見を聴取することができる。

(施行細則)

第7条 施設内の動物飼育に関する申合せは、これを別に定める。

(所掌事務)

第8条 本委員会に関する事務は、教育研究支援部がこれを行う。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学評議会の審議に基づき、常任理事会の議決を経てこれを行う。

附 則 (2012年12月17日常任理事会)

この規程は、2012年12月17日から施行する。

動物実験に関する自己点検・評価報告書

金城学院大学

2018年3月

金城学院大学

学長 奥村隆平

金城学院大学

動物実験委員会

委員長 宮澤 大介

I. 規程及び体制等の整備状況

1. 機関内規程

1) 評価結果 ■ 基本指針に適合する機関内規程が定められている。 □ 機関内規程は定められているが、一部に改善すべき点がある。 □ 機関内規程が定められていない。
2) 自己点検の対象とした資料 ・金城学院大学動物実験指針 ・金城学院大学動物実験委員会規程
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） ・機関内規程が適正に定められている。
4) 改善の方針、達成予定時期 ・該当せず。

2. 動物実験委員会

1) 評価結果 ■ 基本指針に適合する動物実験委員会が置かれている。 □ 動物実験委員会は置かれているが、一部に改善すべき点がある。 □ 動物実験委員会は置かれていない。
2) 自己点検の対象とした資料 ・金城学院大学動物実験指針 ・金城学院大学動物実験委員会規程
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） ・動物実験委員会が設置され、適正に運営されている。
4) 改善の方針、達成予定時期 ・該当せず。

3. 動物実験の実施体制

（動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告の実施体制が定められているか？）

1) 評価結果 ■ 基本指針に適合し、動物実験の実施体制が定められている。 □ 動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。 □ 動物実験の実施体制が定められていない。
2) 自己点検の対象とした資料 ・金城学院大学動物実験指針 ・金城学院大学動物実験委員会規程 ・動物実験計画書 ・動物実験計画の審査結果について（報告） ・動物実験計画の審査結果について（通知） ・動物実験結果報告書 ・動物実験結果報告について
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） 動物実験指針及び動物実験委員会規程に適正に定められている。
4) 改善の方針、達成予定時期 該当せず。

4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

(遺伝子組換え動物実験、感染動物実験等の実施体制が定められているか?)

1) 評価結果
<input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められている。 <input type="checkbox"/> 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められていない。 <input type="checkbox"/> 該当する動物実験は行われていない。
2) 自己点検の対象とした資料
・金城学院大学動物実験指針 ・動物実験計画書
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点があれば、明記する。)
・動物実験指針に適正に定められている。 ・動物実験計画書時に届け出る体制が整っている。
4) 改善の方針、達成予定時期
・該当せず。

5. 実験動物の飼養保管の体制

(機関内における実験動物の飼養保管施設が把握され、各施設に実験動物管理者が置かれているか?)

1) 評価結果
<input checked="" type="checkbox"/> 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料
・金城学院大学動物実験指針 ・動物実験計画書
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)
・動物実験指針に適正に定められている。 ・動物実験計画時に届け出る体制が整っている。
4) 改善の方針、達成予定時期
・該当せず。

6. その他(動物実験の実施体制において、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果)

--

II. 実施状況

1. 動物実験委員会

(動物実験委員会は、機関内規程に定めた機能を果たしているか?)

1) 評価結果 ■ 基本指針に適合し、適正に機能している。 □ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 □ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・ 動物実験計画書 ・ 動物実験結果報告書 ・ 動物実験委員会議事録
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。) ・ 金城学院大学動物実験委員会規程に基づき、適正な委員会活動を実施している。
4) 改善の方針、達成予定時期 ・ 該当せず。

2. 動物実験の実施状況

(動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告が実施されているか?)

1) 評価結果 ■ 基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されている。 □ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 □ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・ 金城学院大学動物実験指針 ・ 金城学院大学動物実験委員会規程 ・ 動物実験計画書 ・ 動物実験計画の審査結果について (報告) ・ 動物実験計画の審査結果について (通知) ・ 動物実験結果報告書 ・ 動物実験結果報告について
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。) ・ 金城学院大学動物実験指針、金城学院大学動物実験委員会規程に基づき、適正な動物実験が実施されている。
4) 改善の方針、達成予定時期 ・ 該当せず。

3. 安全管理を要する動物実験の実施状況
(当該実験が安全に実施されているか?)

<p>1) 評価結果</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、当該実験が適正に実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 該当する動物実験は、行われていない。</p>
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金城学院大学動物実験指針 ・金城学院大学動物実験委員会規程 ・動物実験計画書 ・動物実験計画の審査結果について (報告) ・動物実験計画の審査結果について (通知) ・動物実験結果報告書 ・動物実験結果報告について ・金城学院大学遺伝子組換え実験安全管理規程 ・組換え DNA 実験計画書 ・組換え DNA 実験計画書 (第二種使用等拡散防止措置確認申請書) の審査結果について (報告) ・組換え DNA 実験計画書 (第二種使用等拡散防止措置確認申請書) の審査結果について (通知) ・組換え DNA 実験結果等報告書
<p>3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金城学院大学動物実験指針、金城学院大学遺伝子組換え実験安全管理規程に基づき、適正な動物実験が実施されている。
<p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当せず。

4. 実験動物の飼養保管状況

(実験動物管理者の活動は適切か? 飼養保管は飼養保管手順書等により適正に実施されているか?)

<p>1) 評価結果</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。</p>
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金城学院大学動物実験指針 ・金城学院大学実験動物教育研究施設規程 ・実験動物の飼養保管状況
<p>3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金城学院大学動物実験指針、金城学院大学実験動物教育研究施設規程に基づき、適正に実施されている。
<p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当せず。

5. 施設等の維持管理の状況

(機関内の飼養保管施設は適正な維持管理が実施されているか？ 修理等の必要な施設や設備に、改善計画は立てられているか？)

1) 評価結果 ■ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に維持管理されている。 □ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 □ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・金城学院大学動物実験指針 ・金城学院大学実験動物教育研究施設規程 ・金城学院大学実験動物教育研究施設管理運営委員会規程
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。) ・金城学院大学動物実験指針、金城学院大学実験動物教育研究施設規程、金城学院大学実験動物教育研究施設管理運営委員会規程に基づき、適正に実施されている。
4) 改善の方針、達成予定時期 ・該当せず。

6. 教育訓練の実施状況

(実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者等に対する教育訓練を実施しているか？)

1) 評価結果 ■ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 □ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 □ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・金城学院大学動物実験委員会規程 ・動物実験委員会議事録 ・教育訓練受講者リスト
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。) ・適正な内容、参加者で教育訓練を実施している。
4) 改善の方針、達成予定時期 ・該当せず。

7. 自己点検・評価、情報公開

(基本指針への適合性に関する自己点検・評価、関連事項の情報公開を実施しているか？)

1) 評価結果 ■ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 □ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 □ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・本自己点検・評価報告書 ・実験動物の飼養保管状況 ・動物実験委員会議事録
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。) ・情報公開について取り決め通り進められている。
4) 改善の方針、達成予定時期 ・該当せず。

8. その他

(動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果)

--

実験動物の飼養保管状況

飼養施設	飼養動物	飼養保管数
S P F施設	ラット	7 6
コンベンション施設	マウス	2 5 1
	ラット	4 4
	モルモット	0
	ウサギ	0

2018.3.31 現在